

# 苫小牧東港区中央ふ頭を利用する定期コンテナ船に対する減免措置について

## 1 概要

苫小牧港管理組合では、外航定期コンテナ船の負担軽減を目的とした港湾施設利用料の減免を実施しておりますが、この度、国の国際コンテナ戦略港湾政策の推進に資するため、国際フィーダーコンテナ船に対し、次のとおり新たな減免措置を行います。

## 2 内容

岸壁使用料の減免

## 3 対象者

苫小牧港東港区中央ふ頭を利用する国際フィーダーコンテナ船の船社

## 4 減免条件、減免額

減免する事由	減免額
	岸壁使用料
入港から出港までの間にタグボートを1隻使用した場合	50%に相当する額
入港から出港までの間にタグボートを2隻以上使用した場合	全額

## 5 実施期間

平成26年12月1日から当面の間

## 6 申請方法

使用料減免申請書(第17号様式その1)に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、苫小牧港管理組合へ提出してください。

(提出先)

北海道苫小牧市港町1丁目6番38号

苫小牧港管理組合 総務部 業務課 埠頭係

電話:0144-34-5696